

「厚生労働省文書決裁規程第4条に基づく専決事項について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
専 決 事 項			専決者	合議者	専 決 事 項			専決者	合議者
事項 分類	事項 番号	事 項			事項	合議者	合議者		
(略) )	(略) )	(略)	(略)	(略)	(略) )	(略)	(略)	(略) )	(略)
企業合理化促進法関係	(略) )	(略)	(略)	(略)	企業合理化促進法関係	(略) )	(略)	(略)	(略)
製造委託等に	1	<u>委託事業者に対する指導及び助言に関する事項</u>	<u>主管課長</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	2	<u>所管事業を営む委託事業者又は中小受託事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事項</u>	<u>主管部局長</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に關

する 法律 関 係								
	中小企業団体の組織に関する法律関係	(略)	(略)	(略)	中小企業団体の組織に関する法律関係	(略)	(略)	(略)

(略) )	(略) )	(略)	(略)	(略)	(略) )	(略) )	(略)	(略)	(略) )
受 託 <u>中 小 企 業 振 興 法 関 係</u>	1 び助言に関する事項 2～ 4 5 特定連携事業計画の認定に関する事項 6 特定連携事業計画の変更の認定に関する事項 7 特定連携事業計画の認定の取消しに関する事項 8 委託事業者若しくは中小受託事業者等又は特定連携事業を行う者に対する報告の徴収に関する事項	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略)	(略)	下 請 <u>中 小 企 業 振 興 法 関 係</u>	1 下請事業者又は親事業者に対する指導及び助言 に関する事項 2～ 4 5 特定下請連携事業計画の認定に関する事項 6 特定下請連携事業計画の変更の認定に関する事 項 7 特定下請連携事業計画の認定の取消しに関する 事項 8 親事業者若しくは特定下請組合等又は特定下請 連携事業を行う者に対する報告の徴収に関する事 項	(略) (略) (略) (略)	(略)	(略)
(略) )	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) )	(略) )	(略)	(略)	(略) )
(略) 改正 令和8年1月1日総発0101第1号					(略) (新設)				